

確認しよう、最低賃金!

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のための
ルールです。

佐賀県 最低賃金

令和5年10月14日から
時間額

前年比
47円
UP

900円

最低賃金とは、働くすべての人に
賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認!

最低賃金に
関する特設サイト

最低賃金制度 検索

最低賃金に関するお問い合わせは
佐賀労働局または
最寄りの労働基準監督署へ

佐賀労働局 検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業
事業者の
皆さんへ

最大600万円を助成
業務改善
助成金

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

業務改善助成金
コールセンター

0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金 検索

働き方改革
推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金 検索

車内での携帯電話のご利用マナーにご協力ください

リサイクル推進標章 (R5.9)

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare